日　時　平成二十七年三月二十三日及び同月二十四日（予備、同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年三月二十四日（予備、同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度一二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年三月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年三月二十五日（予備、同月二十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

三月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日独首脳会談後の記者会見に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

鳩山由紀夫元首相のウクライナクリミア入りに関する質問主意書（鈴木貴子提出）

北方領土択捉島に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

富山強姦冤罪事件に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

会議

三月十三日（金曜日）　午後五時　本会議

参議院

質問主意書提出

三月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問主意書（大久保勉提出）（第七六号）

不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第七七号）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三月十一日午後二時二十八分御出門、東日本大震災四周年追悼式に御臨席のため、国立劇場（千代田区）へ行幸啓、同三時三十五分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、三月十三日ローマ法王台下の選出記念日につき、同月十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第５号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成８年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年３月16日

人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第１号中(46)を(47)とし、(13)から(45)までを(14)から(46)までとし、(12)の次に次のように加える。

(13)　第17条の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業及び事項について定めること。

２　この決定による改正は、平成27年３月16日から効力を発生する。

公告

諸事項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第４８号

宮城県気仙沼市本町２丁目５番28号
申立人　有限会社昭栄
本籍宮城県気仙沼市南が丘１丁目94番地、最後の住所宮城県気仙沼市南が丘１丁目２番15号、死亡の場所宮城県気仙沼市、死亡年月日平成25年12月28日、出生の場所宮城県本吉郡気仙沼町、出生年月日昭和22年９月18日、職業無職
被相続人　亡　金野　浩一
事務所岩手県大船渡市盛町字内ノ目４番地１
槌屋ビル２階弁護士法人岩手銀河法律事務所
大船渡事務所
相続財産管理人　弁護士　川見　哲一
仙台家庭裁判所気仙沼支部